



# 鳥取県公報

平成18年 1月31日(火)  
第 7 7 5 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の退任 (57) (中部総合事務所農林局) .....	1
	土地改良区の役員の就退任 (58) (西部総合事務所農林局) .....	1
	貸金業の規制等に関する法律による業務の停止 (59) (経済政策課) .....	3
	土地収用法による事業の認定 (60) (管理課) .....	3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (61) (治山砂防課) .....	4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) .....	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (総務課) .....	11
	公募型指名競争入札の実施 (集中化推進室) .....	14
	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) .....	16

## 告 示

### 鳥取県告示第57号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 継 弘 東伯郡琴浦町大字公文300

平成18年 1月19日退任

### 鳥取県告示第58号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事	齋藤伸一	西伯郡大山町高田614
"	中原紀行	西伯郡大山町大塚436
"	杉原秀延	西伯郡大山町富長488 - 10
"	国谷友文	西伯郡大山町富長679
"	橋本定	西伯郡大山町富長777
"	金田千義	西伯郡大山町古御堂162
"	野口正二	西伯郡大山町古御堂372
"	小原善之	西伯郡大山町押平703
"	野口清	西伯郡大山町茶畑311 - 1
"	森續晃正	西伯郡大山町高田160
"	前田繁昌	西伯郡大山町高田1112 - 37
"	山田幸則	西伯郡大山町高田25 - 3
"	伊藤由紀	西伯郡大山町押平84 - 8
"	権田幸吉	西伯郡大山町押平208 - 1
"	谷悟	西伯郡大山町押平167
"	中原孝司	西伯郡大山町押平433
"	勝部勲	西伯郡大山町大塚217
"	勝部信義	西伯郡大山町大塚1052
"	朝妻昌彦	西伯郡大山町大塚795
監事	近岡壽広	西伯郡大山町高田162
"	小篠陽	西伯郡大山町富長784
"	中原正男	西伯郡大山町押平422

平成18年1月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	杉原秀延	西伯郡大山町富長488 - 10
"	宮里文夫	西伯郡大山町富長690
"	小篠陽	西伯郡大山町富長784
"	金田千義	西伯郡大山町古御堂162
"	遠藤敏章	西伯郡大山町古御堂371
"	谷田富士郎	西伯郡大山町押平752
"	野口清	西伯郡大山町茶畑311 - 1
"	齋藤伸一	西伯郡大山町高田614
"	齋藤郁明	西伯郡大山町高田472
"	森續晃正	西伯郡大山町高田160
"	前田繁昌	西伯郡大山町高田1112 - 37
"	山田幸則	西伯郡大山町高田25 - 3
"	伊藤由紀	西伯郡大山町押平84 - 8
"	権田幸吉	西伯郡大山町押平208 - 1
"	谷悟	西伯郡大山町押平167
"	中原正男	西伯郡大山町押平422
"	遠藤光夫	西伯郡大山町大塚582
"	遠藤光則	西伯郡大山町大塚481
"	船原恒彦	西伯郡大山町大塚1083

” 青 木 行 正 西伯郡大山町大塚811  
監 事 谷 田 淳 西伯郡大山町押平698  
” 中 原 博 文 西伯郡大山町高田597 - 1  
” 中 原 統 一 西伯郡大山町大塚488  
平成18年 1月12日就任 任期 4 年

**鳥取県告示第59号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号に該当して同条の規定により次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 商号  
林商事
- 2 代表者の氏名  
林敏男
- 3 主たる営業所の所在地  
米子市上福原四丁目 2 - 6
- 4 登録番号  
鳥取県知事( 4 )第00245号
- 5 登録年月日  
平成17年 6月 8日
- 6 業務の停止の期間  
平成18年 1月22日から同年 2月20日まで

**鳥取県告示第60号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称  
米子市
- 2 事業の種類  
農業集落排水事業伯仙地区汚水処理施設建設事業
- 3 起業地  
( 1 ) 収用の部分 米子市尾高字山根地内  
( 2 ) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由  
( 1 ) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
農業集落排水事業伯仙地区汚水処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直

接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米子市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を可能な限り短くし、自然流下を多用することができる位置にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、周辺住宅に与える環境上の影響が少ないこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市内町172 - 1

米子市役所

**鳥取県告示第61号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

長瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号

を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市河原町長瀬字傳神219 - 6	1号
鳥取市河原町長瀬字大途236 - 1	2号
鳥取市河原町長瀬字野以屋一727 - 2	3号
鳥取市河原町長瀬字大塔一722 - 2	4号
鳥取市河原町長瀬字大塔一721	5号
鳥取市河原町長瀬字影平196 - 4	6号
鳥取市河原町長瀬字傳神207 - 4	7号
鳥取市河原町長瀬字傳神210 - 1	8号
鳥取市河原町長瀬字傳神210 - 9	9号

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年 1月13日付鳥取県告示第22号）の内容  
（告示の内容）  
（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の 1
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"
亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の37
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"
亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の38
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"
亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の44
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"

亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の52
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"
亀好 千鶴枝	日野郡日南町菅沢字菅沢山959の53
小澤 哲憲	"
神波 一枝	"
小澤 彌生	日野郡日南町菅沢字野五郎山1123
小澤 哲憲	日野郡日南町菅沢字金屋谷奥1127の1
"	日野郡日南町菅沢字金屋谷奥1127の2
遠藤 義蔵	日野郡日南町菅沢字菅沢山奥1128の1
小澤 哲憲	"
妹尾 正治	"
遠藤 義蔵	日野郡日南町菅沢字菅沢山奥1128の2
小澤 哲憲	"
妹尾 正治	"
古井 彦市	日野郡日南町阿毘縁字小谷山277の1 (次の図に示す部分に限る。)
古井 敏彦	"
木下 正知	"
古井 彦市	日野郡日南町阿毘縁字小谷山277の2 (次の図に示す部分に限る。)
古井 敏彦	"
木下 正知	"
井畑 仲吉	日野郡日南町阿毘縁字上ミ大畑谷山376 (次の図に示す部分に限る。)
井畑 万蔵	"
岩田 金蔵	"
古井 才三郎	"
古井 彦市	"
古井 敏彦	"
荒金 すみ	"
高柴 庄三郎	"
山城 亀一郎	"
法橋 徳太郎	"
木下 正知	"
木山 千作	"
井畑 仲吉	日野郡日南町阿毘縁字與三右衛門炭山377
岩田 多三郎	"
古井 才三郎	"
古井 彦市	"
古井 敏彦	"
荒金 すみ	"
高柴 庄三郎	"
法橋 榮作	"
法橋 徳太郎	"
井畑 仲吉	日野郡日南町阿毘縁字大板谷山379

岩田 多三郎	〃
古井 才三郎	〃
古井 彦市	〃
古井 敏彦	〃
荒金 すみ	〃
高柴 庄三郎	〃
法橋 榮作	〃
法橋 徳太郎	〃
井畑 仲吉	日野郡日南町阿毘縁字徳善山380
岩田 多三郎	〃
古井 才三郎	〃
古井 彦市	〃
古井 敏彦	〃
荒金 すみ	〃
高柴 庄三郎	〃
法橋 榮作	〃
法橋 徳太郎	〃
高柴 武義	日野郡日南町阿毘縁字スベリイ八山381
山城 亀一郎	〃
木下 正知	〃
岩田 多三郎	日野郡日南町阿毘縁字野田384
古井 藤作	〃
古井 敏彦	〃
古井 友藏	〃
高柴 庄三郎	〃
高柴 武義	〃
山城 亀一郎	〃
法橋 榮作	〃
法橋 徳太郎	〃
木下 正知	〃
木山 千作	〃
岩田 多三郎	日野郡日南町阿毘縁字梨子木谷907の1
古井 才三郎	〃
古井 敏彦	〃
古井 友藏	〃
高柴 伊作	〃
高柴 久治郎	〃
高柴 庄三郎	〃
山城 廣藏	〃
重親 喜六	〃
村上 鐵重	〃
木下 正知	〃
木山 千作	〃

加納 甚藏	日野郡日南町下阿毘縁字亀石塔山751 (次の図に示す部分に限る。)
加納 善五郎	"
今岡 輝治	"
今岡 豊三郎	"
石倉 八太郎	"
坪倉 喜八	"
福馬 喜久治	"
木下 扇八	"
木村 正義	"
林 万四郎	"
濱田 猪三郎	"
加納 権蔵	日野郡日南町下阿毘縁字深塔奥山762の1
加納 甚藏	"
加納 善五郎	"
丸山 久太郎	"
岸本 長太郎	"
今岡 豊三郎	"
今川 作蔵	"
山浦 喜一	"
山浦 茂吉	"
松本 瀧蔵	"
青戸 銀三郎	"
石倉 賢治郎	"
谷 繁蔵	"
渡辺 政治郎	"
北垣 松治郎	"
北垣 文啓	"
北垣 文太郎	"
妹尾 正治	"
木山 嘉平	"
木山 幾蔵	"
木村 幹雄	"
矢田貝 重三郎	"
落合 長作	"
濱田 彦四郎	"
木村 幹雄	日野郡日南町下阿毘縁字城床山760
濱田 猪三郎	"
木下 正知	日野郡日南町下阿毘縁字片平山761 (次の図に示す部分に限る。)
木村 幹雄	"
木村 宏毅	"
木村 仁明	"
加納 権蔵	日野郡日南町下阿毘縁字深塔山762 (次の図に示す部分に限る。)
加納 甚藏	"

加納 善五郎	〃
今岡 豊三郎	〃
今川 作蔵	〃
山浦 喜一	〃
松本 瀧蔵	〃
松本 都子	〃
青戸 銀三郎	〃
石倉 賢治郎	〃
谷 繁蔵	〃
渡辺 政治郎	〃
北垣 松治郎	〃
北垣 文啓	〃
北垣 文太郎	〃
妹尾 正治	〃
木山 嘉平	〃
木山 幾蔵	〃
木村 幹雄	〃
矢田貝 重三郎	〃
落合 長作	〃
濱田 彦四郎	〃
下高 久子	日野郡日南町福万来字野路山西59の1
高橋 博美	〃
山形 清七	〃
松本 豊治	〃
川西 茂助	〃
浅川 壽雄	〃
村上 常蔵	〃
村上 正義	〃
坪倉 永蔵	〃
坪倉 幸太郎	〃
田辺 喜太郎	〃
田邊 のぶ	〃
北垣 侃	〃
妹尾 正治	〃
木山 善太郎	〃
矢田貝 紋次郎	〃
坪倉 熊吉	日野郡日南町福万来字上ミ大谷山645
坪倉 高雄	〃
田中 欽彌	〃
木下 千城	〃
村上 利太郎	日野郡日南町福万来字上ミ大谷山646
坪倉 千入	〃
田中 儀太郎	〃

妹尾 正治	〃
木下 千城	〃
村上 勘四郎	日野郡日南町福万来字弥助原山649
〃	日野郡日南町福万来字弥助原山650
村上 利太郎	日野郡日南町福万来字熊多羅山659の 6
坪倉 藤三郎	日野郡日南町福万来字熊多羅山659の 8
浅川 壽雄	日野郡日南町福万来字野路山86の12 (次の図に示す部分に限る。)
亀好 千鶴枝	日野郡日南町福万来字野路山87
神波 一枝	〃
浅川 壽雄	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林  
保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年 1月17日付鳥取県告示第24号）の内容  
(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加藤 宇太郎	日野郡江府町大字俣野字篠谷山 2
宮本 熊吉	日野郡江府町大字俣野字岩谷山945の11
宮本 竜治	日野郡江府町大字俣野字掛橋山2013の 6
竹茂 忠寿	日野郡江府町大字俣野字掛橋山2013の 8
藤原 正壽	日野郡江府町大字俣野字掛橋山2013の 9 から2013の11まで
竹茂 忠寿	日野郡江府町大字俣野字掛橋山2013の12
中尾 徳重	日野郡江府町大字俣野字掛橋山2013の13
佐伯 玲子	日野郡江府町大字俣野字吉ヶ谷山2589
影山 傅三郎	日野郡江府町大字俣野字三平山ウレ石平2730の 1
”	日野郡江府町大字俣野字三平山ウレ石平2730の 2
稲田 しづえ	日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南2736の 5
加藤 昭義	”
竹川 鈴子	”
”	日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南2736の43

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林  
保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び数量

鳥取県中部総合事務所福祉保健局棟・別館清掃業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

鳥取県中部総合事務所福祉保健局棟・別館清掃業務仕様書 (以下「仕様書」という。)による。

## (3) 履行場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

## (4) 履行期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

## 2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類（以下「申込書類」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月14日（火）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 県内に本店又は支店を有する者であること。

(4) 平成18年1月31日（火）から同年2月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者を含む。）であること。

(6) 平成14年度以降に鳥取県が発注した本件建物に係る清掃業務又は建物延べ床面積が1,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

## 4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

## (1) 交付期間及び時間

平成18年1月31日（火）から同年2月14日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## (2) 交付場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

## 5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

## (1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

## (2) 提出場所

4の(2)に同じ。

## (3) 提出方法

持参すること。

## 6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

#### 7 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課（電話番号0858 - 23 - 3988）とする。
- (2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 提出された申込書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

##### (1) 調達件名及び数量

鳥取県日野総合事務所清掃業務 一式

##### (2) 調達案件の仕様

鳥取県日野総合事務所清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (3) 履行場所

日野郡日野町根雨140 - 1 ほか 鳥取県日野総合事務所

##### (4) 履行期間

平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

#### 2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類（以下「申込書類」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 2月14日（火）午後 5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 平成18年 1月31日（火）から同年 2月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付出第157号）第 3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1項の規定により、

同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者を含む。）であること。

（6）平成14年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る清掃業務又は建物延べ床面積が1,500平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県日野総合事務所県民局企画総務課

### 4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### （1）交付期間及び時間

平成18年1月31日（火）から同年2月14日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### （2）交付場所

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県民局企画総務課

### 5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

#### （1）提出期間及び時間

4の（1）に同じ。

#### （2）提出場所

4の（2）に同じ。

#### （3）提出方法

持参すること。

### 6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

### 7 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県日野総合事務所県民局企画総務課（電話番号0859 - 72 - 0321）とする。

（2）申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。

（3）提出された申込書類は、返却しない。

（4）業務内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び数量

鳥取県庶務業務労働者派遣業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局集中化推進室及び総務部職員課

## (4) 履行期間

平成18年3月29日から平成20年5月31日まで

## 2 技術資料の提出ができる者

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）のうち、各自の技術力等を記載した資料（以下「技術資料」という。）の提出ができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年1月31日（火）から同年2月17日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成18年1月31日（火）から同年2月17日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の人材派遣に登録されている者であること。  
なお、入札参加希望者のうち、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月17日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(6) 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができる職員を派遣できる者であること。

ア Microsoft Excel

イ Microsoft Word又はジャストシステム一太郎

ウ インターネット閲覧用ソフトウェア

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第4条第5号、第8号又は第10号に掲げる業務に従事した経験を有する職員を派遣できる者であること。

(8) 8の(1)の照会窓口にお問い合わせの方法その他の県が定める方法以外の方法により、直接的であると間接的であるとを問わず、県の職員に技術資料の記載内容、提案方法等につき、情報の提供その他の援助を求めている者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局集中化推進室

## 4 入札説明書の交付

平成18年1月31日（火）から同年2月17日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/haken/outsourcing.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

## (1) 交付期間及び時間

平成18年 1月31日（火）から同年 2月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで

(2) 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局集中化推進室

5 技術資料の提出

入札参加希望者は、入札説明書に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

4の(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により、(2)の場所に提出すること。なお、郵便又は信書便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

6 競争入札参加者の指名

提出された技術資料を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした技術資料の提出者に対しても、その旨及びその理由を書面により通知する。

7 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は、鳥取県出納局集中化推進室（電話番号0857 - 26 - 7496）とする。
- (2) 公募に応じて技術資料を提出した者（以下「応募者」という。）は、本件公募に基づく指名競争入札に参加を希望する者とみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 業務内容等に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、応募者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 2に掲げる資格を満たした応募者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量             | 鳥取県立中央病院検査室機器総合リース業務 一式  |
| 2 | 契約方式                 | 随意契約   |
| 3 | 契約日                  | 平成17年12月22日  |
| 4 | 契約の相手方の名称<br>及び所在地   | 小西医療機器株式会社<br>大阪府大阪市中央区北浜東2 - 10   |
| 5 | 契約金額                 | 346,500,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)  |
| 6 | 随意契約による理由            | 特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号) |
| 7 | 契約事務担当部局の<br>名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課<br>鳥取市江津730   |

